## 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「協会」という。) 定款第22条第2項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

第2条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担	当	所 掌 事 務
前田泰宏副事務総長		監査室、総務局、機運醸成局、企画局、ICT局及び運営事業局の 事務に関すること。
竹内廣行副事務総長		運営事業局及び整備局の事務に関すること。
櫟真夏副事務総長		国際局の事務に関すること。

※運営事業局は共同所掌事務とする。

ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互 に連携するものとする。

#### (細則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

# 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。